

ゴミの減量・分別に
ご協力を！

事業所から出るゴミはゴミステーションに出せません

会社やお店など各種事業活動から出るゴミは「事業系ゴミ」といい「廃棄物の処理および清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務付けられています。この事業系ゴミはゴミの種類や事業活動により「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に区別されます。

事業系ゴミを処理する際は自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

※処理施設や許可業者は、役場民生課生活環境係にお問い合わせください。

産業廃棄物	すべての事業活動に伴うもの	燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず など
	特定の事業活動に伴うもの	建設業から生じる紙くず・木くず・繊維くず、紙製造業・新聞業から生じる紙くず、木材・木製品製造業から生じる木くず など
事業系一般廃棄物	上記(産業廃棄物)以外の事業系ゴミ	

▼お問い合わせは、役場民生課生活環境係(01372-7-5290)へ。

【10月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 72.67 t

(昨年度同月回収量76.90 t 約5.5%減)

内訳 焼却処分 57.29 t

リサイクル 9.95 t

埋立処分 5.43 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の拘禁刑か1千万円以下の罰金を科せられます(併科の場合あり)。

(広告)



森町ささき整骨院

住所 北海道茅部郡森町字本町49-1

☎ 01374-9-4817

受付時間/曜日	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30～12:00	●	●	●	●	●	8:30～14:00	—
14:00～20:00	●	14:00～19:00	●	14:00～19:00	●	—	—

お気軽に
身体のお悩み
ご相談ください！

